

武蔵大学公的研究費事務取扱規程

(趣旨)

第 1 条 武蔵大学における公的研究費に関わる事務の取扱いについては、武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針に基づき、公的研究費の適正な執行を確保するため、法令等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、公的研究費とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人及び他府省が所管する競争的研究費制度に基づく公的研究費並びにその他配分機関がこれらと同等の管理を要請する資金をいう。

(事務の取扱い)

第 3 条 公的研究費のうち科学研究費助成事業に関わる事務の取扱いについては、武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程において定める。

2 科学研究費助成事業以外の公的研究費に関わる事務の取扱いについては、配分機関の定めがある事項を除き、武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程を準用し、詳細については学長が別に定める。

(所管)

第 4 条 この規程に関する所管部署は、研究支援課とする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。